

富山福祉短期大学 学費等納付規程

(目的)

第1条 この規程は、富山福祉短期大学学則（以下、「学則」という。）第31条に定める学費及びその他の納付金について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程による学費とは、入学金・授業料・施設費・実習費をいう。ただし、実習費については実習科目の履修登録者のみ納めることとする。

2 この規程による「その他の納付金」とは、法人が徴収を委託された諸会費をいう。

(学費及びその他の納付金の金額等)

第3条 学費の金額及び納付時期は、学則第31条および第32条のとおりとする。

2 その他の納付金の金額は、別表1のとおりとする。

(入学金の納付)

第4条 入学選考に合格した者は、入学手続締切日までに入学金を納付しなければならない。

(授業料・施設費の納付)

第5条 各学期における授業料・施設費は、前期、後期の2期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。

(延納及び分納)

第6条 延納及び分納の対象は、授業料・施設費・実習費とし、入学金およびその他の納付金は含まない。

2 申し出があったとき、学長は、経済的な理由等により、第5条に定める各学期の納付期間中に学費の納付が困難な者に対して、延納又は分納を許可することがある。

3 前項の許可を得ようとする者は、第5条に定める各学期の納付期限までに延納願又は分納願を学長宛に提出し学内の承認を得なければならない。

(延納の納付期限)

第7条 延納を許可された場合の最終納付期限は、次のとおりとする。

学 期	最終納付期限
前 期	8月31日まで
後 期	翌年2月末日まで

2 ただし、入学年度の前期授業料・施設費については、入学前の所定の期日までに納入しなければならない。

3 最終学年後期の最終納付期限は、翌年2月20日までとする。

(分納の納付期限)

第8条 学費の分納は各学期内で分割とし、各学期5回まで分納できるものし、最終納付期限は第7条のとおりとする。

(未納者の措置)

第9条 学費の納付が滞った者には督促を行い、なお納付しないときは学則18条により除籍する。

- 2 前項で除籍された者が、除籍発令後1か月以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続きを行えば、復籍することができる。

(休学者の学費)

第10条 学期が始まる前に休学を許可された者については、休学する学期の始めの月から復学する学期の前月までの授業料等を免除する。ただし、在籍料として年間24,000円(半期12,000円)を半期ごとに納付しなければならない。

- 2 休学を命じられた者については、休学が命じられた月の翌月から復学する月の前月までの授業料等を免除する。

(退学者及び除籍者の学費)

第11条 学期の途中で退学または除籍された者の当該期分の学費は徴収する。

(留年及び復学者の学費)

第12条 留年又は復学した者の学費は、在籍する学年の学費と同額とする。ただし、学則第28条第1項により留年した場合は、留年生学費等納付規程において別途定める。

- 2 休学期間途中で復学した者は、復学した月に、復学許可当月から当該期末までの学費を月割りをもって納付しなければならない。なお、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(再入学及び転入学者の学費)

第13条 転入学しようとする者は、所定の入学金を納付しなければならない。過去に退学した者及び卒業生が再入学する場合は、入学金を免除する。

- 2 再入学及び転入学を許可された者の学費は、再入学及び転入学した年度の学年の学費とする。

(転学科者の学費)

第14条 転学科を許可され、学籍が異動した者の学費は、在籍する学年の学費と同額とする。

(科目履修生の学費)

第15条 科目履修生の学費は、富山福祉短期大学科目等履修生規程において別途定める。

(学費等の不返還)

第16条 既に納付された学費及びその他の納付金は、次の各号に掲げる場合を除き、これを返還しない。

- (1) 明らかに重複又は超過納入になった分のある場合
- (2) 授業、実習に出席しておらずかつ履修登録をおこなっていない場合
- (3) その他学長が必要と認めた場合

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、運営会議の議を経て学長がこれを行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の規程第 10 条（休学者の学費）については平成 28 年度入学生から適用し、平成 27 年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

【その他の納付金】

項 目		金 額
委託徴収金	後援会費（年額）	15,000
	学友会費（年額）	10,000
	同窓会（終身会費）（卒業年）	10,000